

附属資料2 策定方針

平成 26 年 6 月

1 目的

第 4 次芦屋市総合計画において、前期基本計画は平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間となっており、平成 28 年度から平成 32 年度までの後期基本計画を策定する必要がある。

【基本計画とは】

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものです。

基本計画の期間は前期 5 年、後期 5 年とし、前期を平成 23 年度から平成 27 年度まで、後期を平成 28 年度から平成 32 年度までとします。

(根拠：芦屋市総合計画に関する規則 第 4 条第 2 項)

2 次期基本計画の名称

次期基本計画の名称を「第 4 次芦屋市総合計画後期基本計画」(以下「後期基本計画」という。)とする。

3 計画の期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とする。

4 策定の考え方

前期基本計画をもとに現在までの状況と課題を洗い出し、策定後の社会状況の変化等も踏まえ、後期 5 か年で重点的に行うことを明確にする。

具体的には、後期基本計画の策定に当たり、次の考え方をもって策定する。

(1) 前期基本計画の振り返り

前期基本計画の振り返りについては、施策評価等を活用し、取組状況を検証するとともに、施策目標の達成に向けての課題と今後の実施方向性を明らかにし、後期基本計画へ反映させる。

(2) 進行管理や検証を見据えた計画の策定

前期基本計画においては、施策単位での市民アンケート調査を行い、施策に対する市民の満足度を測るとともに、事務事業評価を実施し、事業の進行管理を図ってきたが、施策の状況確認を行うためには、行政評価の見直しが必要である。

また、計画に対して、現状がどのようになっているのかを客観的にわかりやすく市民に示す必要がある。

このため、後期基本計画では次のことに取り組む。

ア 行政評価を活用したマネジメントサイクルを確立するための見直し

計画の進捗を確認するためには、計画内容に対する評価を行うことが不可欠であり、目標達成に向けた方向性の確認や見直しを定期的に行う必要がある。施策レベル及び事務事業レベルに応じた適切な行政評価の仕組みをより効果的・効率的に実現するための見直しを行う。

イ 施策における取組や達成目標を明確にする

進行管理や検証が可能となるよう、施策に対する取組をできるだけ具体化し分かりやすく示す。また、達成目標を明確に掲げ、現在どの程度の状況にあるのかを示すために、できる限り数値を用いるなど達成状況の見える化を検討する。

ウ 定期的・計画的な市民アンケートの実施

施策に対する市民満足度の変化を定期的に測ることにより、市民意識を踏まえた見直し・改善へとつなげる。

(3) 市民・職員参画等による策定

見直しに際し、市民意識を把握するため、市民アンケート調査を実施するほか、総合計画審議会委員の公募や、パブリックコメントの機会を通じて市民参画による策定を行う。また、第4次芦屋市総合計画の素案作成時に関わっていただいた前市民委員からも意見を聴取する。

行政側においても、庁内全体で取り組むこととし、幅広く職員から意見を募り策定する。

5 策定体制

第4次総合計画後期基本計画は、次の体制で策定する。

(1) 総合計画審議会（附属機関）（平成27年度）（設置根拠：芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条）

学識経験者、市議会議員、市民団体の代表者及び特に市長が必要と認める者（公募市民を予定している。）で構成し、前期基本計画の検証とともに、市から諮問された後期基本計画原案について審議する。

- (2) 総合計画策定委員会（庁内組織）（平成 26～27 年度）（設置根拠：第 4 次芦屋市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱（仮称）を制定予定）
市長，副市長，教育長及び部長級以上の職員で構成し，第 4 次総合計画前期基本計画の検証及び後期基本計画策定について協議する。
- (3) 後期基本計画策定委員会専門部会（庁内組織）（平成 26～27 年度）（設置根拠：第 4 次芦屋市総合計画後期基本計画策定委員会設置要綱（仮称）を制定予定）
策定委員会の下部組織として課長級職員で構成し，第 4 次総合計画前期基本計画の検証及び後期基本計画策定について協議する。
組織ごとの 5 つの部会で構成し，部会員は各所属長とする。
- (4) 上記のほか，各専門部会及び部会間を問わず必要に応じてワーキングチームを設置する。
- (5) 事務局（平成 26～27 年度）
企画部行政経営課に設置し，総合計画策定に係る全般の調整及び庶務を行う。

（平成27年度の組織改正に伴い政策推進課に名称変更）